

申告は3月15日まで

▼申告日程 受付時間 午前の部：午前8時30分～11時(整理券は8時15分から発券) (全日程とも) 午後の部：午後1時～3時30分(整理券は1時から発券)

Table with columns: とき, ところ, 対象地区. Lists dates from Feb 18 to Mar 15 and corresponding locations like ウェルス幸手 2階研修室, 市役所第二庁舎, コミュニティセンター集會室.

- 指定日に都合が付かない人は、上記日程の中で都合の良い日にお越しください。
各会場の受付初日および午前中は大変混み合います。待ち時間が長くなりますので、時間に余裕をもってお越しください。
申告期間中は、税務課窓口では申告できませんので、お手数でも申告会場までお越しください。
駐車場には限りがありますので、なるべく車の利用はご遠慮ください。
郵送による受付もしています。詳細については、税務課にお問い合わせください。

市内会場で確定申告または市・県民税申告をする場合、マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示が必要です。
本人確認書類: ◆マイナンバーカード(写真入り)をお持ちの人は... ◆マイナンバーカードをお持ちでない人は...
番号確認書類: 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
身元確認書類: 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

申告が必要な人

- 平成31年1月1日現在、幸手市に住所があり、つぎのいずれかに該当する人
①給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
②給与所得以外の所得(不動産所得や雑所得など)があった人
③給与を2か所以上から受けた人
④幸手市には住んでいないが、店舗を構えて営業した人
※平成30年分の所得税の確定申告書を提出した(する予定の)人は、市・県民税の申告をする必要はありません。
申告に必要なもの(例)
①申告書
②印鑑
③本人確認書類(8ページ下段参照)
④給与または公的年金所得者は源泉徴収票
⑤事業(営業等・農業)、不動産所得者は収支内訳書(事前に記入済みのもの)など
⑥国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金などの領収書または控除証明書
⑦生命保険(一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険)、地震保険などの控除証明書
⑧医療費控除を受ける人は、記載済みの「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」と一定の取組みを行ったことを明らかにする書類、医療費通知など
⑨障害者控除を受ける人は、障害者手帳、療育手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書(郵送の場合には写しを添付)
⑩勤労学生控除を受ける人は、学生証(郵送の場合には写しを添付)
⑪そのほか控除に必要なもの

所得税の申告(確定申告)

問合せ 春日部税務署(春日部市大沼2丁目12番地1) ☎048(733)2111(自動音声ガイダンス)

▼確定申告が必要な人

- ①事業所得などがある人
事業をしている人、不動産収入があった人、土地や建物を売った人などで、計算の結果、所得税が課税される人
②給与所得がある人
大部分の給与所得者は、年末調整で所得税の納税を完了しますが、つぎの場合は確定申告が必要となります。

- ・前年(平成30年1月1日～12月31日)の給与収入金額が2,000万円を超えたとき
・給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超えたとき
・給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超えたとき

※春日部税務署での平成30年分所得税の確定申告の受付期間は2月18日(月)～3月15日(金)です。なお、土曜・日曜日の受付は2月24日(日)・3月3日(日)のみとなります。

▼市内会場で受付できない申告(直接税務署へ)

確定申告は、市内申告会場(8ページ日程)でもできますが、つぎの申告は市内会場ではできませんので、直接税務署までお願いします。

- ・青色申告・損失申告・準確定申告(納税者が死亡した場合の相続人の申告)・過年度申告
・源泉徴収票のない給与等の申告
・土地・家屋、株、ゴルフ会員権などの譲渡所得の申告(公共用地の土地取引に係る譲渡所得も含む)
・雑損控除の申告
・投資信託などに伴う所得の申告
・申告分離課税を選択する配当所得の申告
・初めての住宅借入金等特別控除の申告
・住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定住宅新築等特別税額控除の申告
・外国税額控除の申告

※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナンバーの記載も必要です(本人確認書類は不要)。事前に確認をお願いします。